

東大阪市一般廃棄物処理基本計画（素案）のパブリックコメントで 寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>基本理念の広報がもっと必要</p> <p>① ごみ減量推進員や協力員に対する意識づけ</p> <p>② 市内各所にのぼりやポスターにて周知</p>	<p>基本計画が策定された際は、市ウェブサイトや市政だよりなどで基本理念の広報に努めてまいります。また、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第8条に基づく「地域ごみ減量推進員」に対する啓発も引き続き行っていきます。</p>
<p>ごみに関する情報提供の充実については、転入者への啓発が重要である。特に賃貸住宅に入居する方々へは現状、不十分につきオーナー又は管理業者を通じて徹底してほしい。</p>	<p>転入者に対する情報提供手段については、関係部局と調整をしております。また、賃貸住宅等の入居者に対しても周知啓発していくよう努めてまいります。</p>
<p>各自治会のごみ減量の実態調査をし、指導をする事が必要。特に集団回収は全ての自治会で実施するべきと思う。</p>	<p>地域ごみ減量推進員等に対し、ごみの減量に関する協力を引き続き求めていきます。また、自治会における集団回収についての取組みの支援にも努めてまいります。</p>
<p>分別ルールの違反ごみは、地域のごみ減量推進員や協力員を通じ、改善策を講じる必要がある。（情報の共有化が必要）</p>	<p>分別ルールの違反ごみは、取り置きシールを貼る等の対応をしておりますが、今後も環境事業所で構成される地域班と地域ごみ減量推進員等が連携し、情報の共有化も含め、改善していくよう努めてまいります。</p>
<p>公共施設から出される紙ごみは全てリサイクルするべきである。又食堂や調理施設から出る食品残渣の処理は要検討。</p>	<p>紙ごみについては、全ての部局で分別を徹底し、リサイクルを推進するよう努めていきます。食品残渣の処理については、関係部局と連携し、実態把握に努めます。</p>
<p>資源の持ち去りは、防犯面からも監視が必要。パトロール等を検討しては。</p>	<p>不法投棄防止を目的としたパトロールを、日常的に行っていますが、資源の持ち去りに向けてのパトロールについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>不法投棄はパトロールの強化と看板等の設置により防止を図る必要がある。</p>	<p>不法投棄防止を目的としたパトロールを、日常的に行っていますが、夜間・休日パトロールの回数増加等、パトロールの強化について検討してまいりたいと考えます。また、不法投棄が多くてお困りの方に、不法投棄禁止等の看板の貸与を行っておりますが、今後とも不法投棄の防止に努めてまいります。</p>
<p>ごみの有料化は今後必要だと思う。市民の意識を変えるためにも有料化実施に向けたスケジュールも記載すべきと思う。</p>	<p>ごみ有料化導入の是非については今後、学識経験者や市民の方々から広く意見を取り入れながら検討するため、本計画にはスケジュールに関する記述はしておりません。</p>

<p>分別区分の見直しでは、時代とともに容器が変わっている。</p> <p>(例) ビール瓶⇒アルミ缶⇒集団回収へ ペットボトル類が増加⇒月2回の収集を毎週1回に増加させる。</p>	<p>アルミ缶については、集団回収実施団体に対し、回収協力率の向上を図ってまいります。また、ペットボトル等の回収頻度については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>集団回収では各団体での温度差がある。活動の活発化にも助成金等差別化が必要である。</p>	<p>現在、集団回収登録団体に対し、1kgあたり5円の単価(リターナルびんは1kgあたり4円)の奨励金を交付しておりますが、回収活動の活性化を図るため、奨励金等の差別化については、今後検討してまいります。</p>
<p>ごみ減量推進員・協力員の活動を調査し、好事例があれば周知して、レベルアップの方策を検討すべき(名ばかりの団体に教育も必要)</p>	<p>地域ごみ減量推進員に対して毎年、活動報告書を提出させ、活動内容を把握しております。その中で、ごみ減量の先進的な取り組み事例を取材し、地域ごみ減量推進員等の中で情報共有しておりますが、今後ごみ減量活動の活性化を図っていただけるよう努めてまいります。</p>
<p>「近隣市で大型ごみの有料化を導入していないのは、大東市、四條畷市、交野市のみです。そこで日常生活で発生しない大型ごみは、有料化に関する具体的な検討を進める必要がある」～とここまでは、一定の理由が記載されていますが、 <u>「日常生活で発生する家庭ごみについては、適切な時期に市として有料化を行うべきかどうかに関して検討を行う必要があります。」</u>と書かれています。家庭ごみの有料化を検討する理由の記述がなく、なぜ有料化とするのか一切説明がありません。 検討の理由すら明らかでないもの、市民として賛同できません。タイトルを「大型ごみへの有料化導入の検討」と変更され上記した二重線を付した家庭ごみ有料化の記述を削除してください。</p>	<p>一般ごみの有料化の推進は、国全体の施策の方針としても明確に位置づけられており、各市町村における具体的な仕組みづくりが求められております。 また、本市を取り巻く状況として、埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター(最終処分場)が廃棄物の受け入れを平成39年度に終了する計画を立てており、本市においても、ごみの減量化・資源化の動きをさらに加速し、最終処分場の延命化を図っていく必要があります。 ご指摘のとおり、家庭ごみの有料化を行うべきかどうかについては、まずは、ごみの減量目標の達成状況を勘案しながら判断し、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>廃棄物処理基本方針(国の方針) 一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。</p>